

## 香港でのPHS機器の所持禁止に関する注意喚起

2016年4月28日

在香港日本国総領事館

香港では、PHS機器の持込みが禁止されています。2016年5月10日からは、香港域内での所持や使用も禁止され、違反者は最大5万香港ドルの罰金と禁固2年の刑に処せられます。そのため、香港にてPHSを所持している方やPHSを所持している方で香港への渡航を検討している方は、十分注意してください。

PHSの規制に関する詳細については、以下のHPやプレスリリースをご参照いただくとともに、個別具体的な事案に関しましては、香港政府の通信事務管理局弁公室（Office of the Communications Authority）のホットライン（（852）2961-6333）までお問い合わせください。

（通信事務管理局弁公室サイト）

<http://www.coms-auth.hk/en/home/index.html>

（PHSの規制に関するプレスリリース）

[http://www.ofca.gov.hk/en/media\\_focus/press\\_releases/index\\_id\\_1208.html](http://www.ofca.gov.hk/en/media_focus/press_releases/index_id_1208.html)